

株 主 各 位

大阪市中央区上本町西一丁目2番16号

株 式 会 社 日 伝

代表取締役 福 家 利 一
社 長

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。
敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区上本町西一丁目2番16号 当社5階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第64期（自 平成26年4月1日）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
（至 平成27年3月31日）

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichiden.com>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済対策や日銀の金融財政政策の効果により、個人消費は良好な雇用・所得環境を主因として、消費税増税後の低迷から緩やかに持ち直しの兆しが見えました。また、企業業績については、円安・原油安を背景に、大企業を中心として収益が改善されている一方、原材料のコスト高や海外情勢の不透明感も加わり、企業全般にわたる設備投資回復まで至りませんでした。総じて堅調に推移いたしました。

当社を取り巻く機械器具関連業界においては、自動車・工作機械・電機・航空機関連産業等の伸びに加え、各種補助金制度や設備投資減税効果に支えられ、堅調に推移いたしました。

このような状況の下、当社においては『未来への転換期 成長戦略に基づいた改革と挑戦』を基本方針として掲げ、海外事業の拡大強化を推進するとともに、国内においては販売シェアの拡大とユーザーを見据えた営業展開、人財の育成に注力し、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

具体的には、当社子会社「岡崎機械株式会社」と協働で、平成26年6月に「国際食品工業展 (FOOMA JAPAN)」に出展し、新しい分野の開拓に注力するとともに、東京と大阪で開催されました「機械要素技術展」にも出展いたしました。さらに、随時各事業所単位で開催する「地域MEKASYS展」や、お客様に出向いて開催する「出前展示会」を実施し、お客様への最新技術の紹介並びに生産現場で抱える課題の把握と改善提案を行ってまいりました。人財育成につきましては、従来より取り組んでおります管理者研修に加え、新たに経営幹部社員の研修も実施し、より一層のマネジメント力の強化を図ってまいりました。

海外展開につきましては、平成26年6月タイ国に二番目となる100%独資の新会社「NICHIDEN Trading (Thailand) Co., Ltd.」を設立、平成26年11月にはベトナム社会主義共和国ホーチミン市に現地企業との合弁会社「NICHIDEN VIETNAM CO., LTD.」を設立、平成27年1月より営業を開始し、海外事業の拡大強化を図っております。

設備面につきましては、平成26年6月に富山営業所を、平成26年10月には福山営業所を移転し、販売力の強化とサービスの向上に取り組んでまいりました。なお、平成26年9月に東大阪市にテクノセンター建設用地を、平成27年1月には豊橋営業所移転用地を取得し、現在それぞれ建設中であります。

この結果、当事業年度におきましては、売上高943億4千2百万円（前年同期7.3%増）、営業利益50億6千9百万円（前年同期比17.7%増）、経常利益52億4千1百万円（前年同期比17.9%増）となり、当期純利益につきましては、32億9千8百万円（前年同期比23.2%増）と、前期に続き増収増益となりました。

商品別の売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

区 分	売 上 高	構 成 比
動力伝導機器	41,733百万円	44.2%
産業機器	19,295	20.5
制御機器	33,314	35.3
合 計	94,342	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資額は1,989百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
該当事項はございません。
- ② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充
新東部物流センター建設（平成27年8月完成予定）、新豊橋営業所建設（平成27年9月完成予定）、テクノセンター建設（平成27年11月完成予定）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
建物及び土地（東京都北区、東大阪市）売却

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は自己資金により充当し、増資あるいは社債の発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、めまぐるしく変化する市場環境に対処するため、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの中期経営計画『**NEXT FIELD 2017**』を策定し、全社員が“成し遂げる姿”として共有することによって、「お取引先様の業績向上に無くてはならない企業」として「提供価値」の向上に努めるとともに新たな商社機能を発揮し、目標達成に向け取り組んでまいります。

具体的には、「対話と信頼」を重視し、優位性のあるビジネスモデルの創造と活用を推し進めるため、新たな商社機能を担う人として“商売を創れる人財”の育成に取り組むとともに、その人財を戦略的に活用し、お取引先様とのパートナーシップがより強固なものとなるように取り組んでまいります。そして、それを補完するためのものとして基幹システムを再構築し、業務効率を向上させることで時間の創出を行うとともに、システムによる対応と「Face to Face」での対応を効果的に使い分け、業績の向上に努めてまいります。

また、新しい東部物流センターを稼働させることにより、東日本全体の物流をカバーし、在庫の効率的な運用並びに「流通のハブ」としての役割を担うことによって、お取引先様に対してさらなる利便性を提供してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第64期（当期）
	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売 上 高（百万円）	84,687	80,350	87,917	94,342
経 常 利 益（百万円）	4,129	3,410	4,445	5,241
当期純利益（百万円）	2,262	2,115	2,677	3,298
1株当たり当期純利益（円）	143.77	134.42	170.13	209.59
総 資 産（百万円）	67,132	67,628	72,888	78,209
純 資 産（百万円）	53,803	55,424	58,038	61,489

（注） 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容

当社は、動力伝導機器、産業機器、制御機器の販売を主な事業としており、仕入先メーカーにより最新技術を駆使して開発される多種多様な商品をはじめ、その先端技術情報を提供する専門総合商社であります。

主要な取扱商品は次のとおりであります。

動力伝導機器	減速機、変速機 チェーン伝導用品、ベルト伝導用品、歯車伝導用品、カップリング、その他伝導関連商品 ベアリング、直動機器、ベアリングユニット、その他軸受関連商品 金属材料、合成材料、セラミック、新素材
産業機器	コンベヤ、運搬機器、振動機、昇降揚重機、保管関連機器、搬送システム、構造用システム機器、 包装・梱包システム機器、その他荷役・運搬・搬送関連商品 モータ、環境機器、ファン、集塵・洗浄機器、ポンプ、その他機械器具・工具関連商品
制御機器	油圧機器、空圧機器、真空機器、ホース、チューブ、継手 シーケンサ、表示器、アクチュエータ、センサ、スイッチ、エンコーダ、画像処理、測定機器、 計測機器、盤用機器、ロボット、ナットランナ、メカトロパーツ、配管機材、通信・ネットワーク機器、無停電電源装置、その他制御機器関連商品

(8) 主要な事業所

本社事務所	大阪市中央区上本町西一丁目2番16号
支店	東京、名古屋、大阪、九州（福岡市）
営業所	札幌、北上、仙台、郡山、新潟、水戸、小山、高崎、埼玉（さいたま市）、上田、千葉、横浜、南関東（海老名市）、西東京（福生市）、富山、北陸（金沢市）、松本、静岡、浜松、豊橋、岡崎、小牧、鈴鹿、八日市（東近江市）、滋賀（栗東市）、京都、東大阪、北大阪（大阪市）、堺、神戸、姫路、岡山、福山、広島、四国（高松市）、北九州、熊本
物流センター	東部（さいたま市）、中部（小牧市）、西部（東大阪市）

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
728名	6名増	37.2歳	13.2年

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 63,000,000株
(2) 発行済株式の総数 15,737,056株 (自己株式205,944株を除く。)
(3) 株 主 数 2,892名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 伝 共 栄 会	1,699千株	10.79%
日 伝 仕 入 先 持 株 会	903	5.74
西 木 進	735	4.67
株式会社 利 双 企 画	700	4.44
株式会社 み ず ほ 銀 行	550	3.49
有限会社 ニ シ キ 興 産	523	3.32
日 伝 従 業 員 持 株 会	501	3.18
株式会社 百 十 四 銀 行	491	3.12
西 木 利 彦	417	2.65
西 木 利 博	343	2.18

(注) 持株比率は自己株式(205,944株)を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西木利彦	代表取締役会長	
福家利一	代表取締役社長	
森田久孝	専務取締役 社長補佐	日伝国際貿易（上海）有限公司董事長
酒井義之	常務取締役 東部ブロック長	
榊原恭平	常務取締役 MEシステム統括部長	
岡本賢一	取締役 中部ブロック長	
寒川睦志	取締役 営業本部長兼営業推進部長	
檜垣泰雄	取締役 管理本部長兼総務部長	日伝国際貿易（上海）有限公司董事 岡崎機械株式会社取締役
小山章松	取締役	弁護士 小山・森永・芋田法律事務所所長 関西学院大学大学院司法研究科法務専攻客員教授
河村竹佳	常勤監査役	
石谷勇児	常勤監査役	
古田清和	監査役	公認会計士 甲南大学大学院社会科学研究所会計専門職専攻専任教授
川上勝	監査役	税理士 川上会計事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち、小山章松氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は小山章松氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち、古田清和、川上勝の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は古田清和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役古田清和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役川上勝氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成26年6月20日開催の第63期定時株主総会において、小山章松氏が取締役に、川上勝氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
6. 平成26年6月20日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、取締役西木利博氏及び監査役小山章松氏は任期満了により退任いたしました。

7. 取締役寒川睦志氏は、岡崎機械株式会社の取締役を兼職しておりましたが、平成27年2月25日付で同社取締役を退任しております。
8. 決算期後の取締役の地位及び担当の異動（平成27年4月1日付）は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
代表取締役社長	福 家 利 一	営業本部長
常 務 取 締 役	岡 本 賢 一	中部ブロック長
取 締 役	寒 川 睦 志	西部ブロック長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 276百万円（うち社外取締役 1名 6百万円）

監査役 5名 58百万円（うち社外監査役 3名 13百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記のほか、使用人兼務取締役（3名）に対し、使用人給与相当額51百万円支払っております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月21日開催の第55期定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月21日開催の第55期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
 4. 報酬等の額には当事業年度に未払役員賞与として費用処理した34百万円（取締役7名に対し29百万円、監査役4名に対し5百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

取締役

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 小山章松 弁護士

小山・森永・芋田法律事務所所長

関西学院大学大学院司法研究科法務専攻客員教授

同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

取締役 小山章松 当事業年度開催の取締役会10回のうち監査役として3回、平成26年6月20日の取締役就任以降の取締役会6回に出席し、また、平成26年6月20日以前の監査役在任時に開催された監査役会3回のうち3回に出席し、弁護士として法務での豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

監査役

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

監査役 古田清和 公認会計士

甲南大学大学院社会科学研究所会計専門職専攻専任教授
同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

監査役 川上 勝 税理士

川上会計事務所所長

同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役 古田清和 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に、また監査役会10回のうち10回に出席し、公認会計士として豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

監査役 川上 勝 平成26年6月20日の監査役就任以降に開催の取締役会7回のうち7回に、また監査役会7回のうち7回に出席し、税理士として豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、連結決算導入に関する助言業務及び基幹システム再構築に係る助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

(注) 上記は事業年度末日の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権限は監査役会が有することになりましたので、平成27年5月9日開催の監査役会において、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を決議しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

当社は、経営理念に基づき、適正な業務執行のための体制を整備し、運用することが、社会的責任を果たし、企業価値を向上させていく上での重要な経営の責務であると認識し、会社法及び会社法施行規則に基づき以下の内部統制システムを構築してまいります。

また、当社内外の環境の変化に応じ、将来にわたり、より適切な内部統制システムを構築、運営すべく努力してまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、当社の社会的責任を全うし、永続的に発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、「行動憲章」を制定し、すべての取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて行動し、ステークホルダーから信頼される経営体制の確立に努めます。
- ii. 当社においては、法令、定款及び社内規則を遵守するための体制を決定するにあたり、執行役員として経営企画部長を置き、経営企画部を中心として検討された内部統制システムの整備方針・計画を取締役会が決定します。また、取締役会は、その状況について、経営企画部長から定期的に報告を受けます。
- iii. 当社においては、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- iv. 当社においては、監査室及び経営企画部の設置により、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、また、その整備方針・計画の実行状況を監視・監督します。
- v. 当社においては、経営企画部は、コンプライアンスに関する規程の整備や研修の定期的実施により、「行動憲章」を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- vi. 当社は、事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連各部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。
- vii. 当社は、「行動憲章」を逸脱する行為を知り、また、そのリスクを感じた場合に直接取締役及び使用人から連絡・相談を受けるための通報者保護を徹底した窓口を、人事部内に設置し、事態の迅速な把握と是正を行う体制を構築します。
- viii. 上記体制の確立及び推進により、当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 当社は、法令、社内諸規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報、文書等を定められた期間保存を行うとともに、取締役及び監査役がこれらの文書等を常時閲覧できる体制とします。
- ii. 当社は、社内諸規程に基づき、前号の記録及び文書、当社の機密情報及び個人情報外部に漏洩しないよう、安全かつ堅牢な情報管理を行います。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 当社は、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを認識し、評価する仕組みを整備することにより、リスクを予防し、有事における損失を最小限に抑える体制を整備します。
 - ii. 当社は、リスク管理の実効性を確保するために、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針及び施策を総合的に検討します。また、「リスク管理規程」に基づき、リスク毎に担当部署を定め、定期的に対応策の見直しを行います。
 - iii. 「リスク管理委員会」にて検討された結果は、経営企画部が取り纏め、執行役員である経営企画部長より取締役会・監査役に報告するとともに、不測の事態が発生した場合には、社内規程に基づき、迅速に対応し損害の極小化に努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、当社の社内外の環境変化に迅速に対応してまいります。また、経営計画達成のために、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図るとともに、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保します。
 - ii. 当社は、取締役会を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項について承認、報告を求め、当社の子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うことによって、グループ各社の業務執行の適正性と効率性を確保します。
 - ii. 当社は、子会社及び関連会社の独立性と永続的発展のため、グループ各社における予算制度に基づき、明確な目標を付与し、グループ各社の予算業績管理を実施することとします。
 - iii. 当社においては、監査室がグループ各社に対し内部監査を実施し、グループ各社の内部統制の有効性と妥当性を適時に評価します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i. 当社は、監査役の職務を補助する使用人を、監査室に所属する使用人及び各ブロック総務課に所属する使用人とし、監査役は必要に応じて当該使用人を監査役の業務補助のためのスタッフとして、当該部署の業務と兼務させることができるものとします。
 - ii. 当社は、前号以外に、監査役の職務を補助する専任の使用人は現在置いていませんが、監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のための専任スタッフを置くことができるものとします。

- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i. 監査役は、監査役職務を補助する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令できるものとします。なお、当該使用人は、その命令を遂行している間は、取締役の指揮命令を受けないものとします。
 - ii. 監査役職務を補助する専任の使用人の人事異動については、監査役と取締役が事前に協議するものとします。
 - iii. 監査役職務を補助する専任の使用人の人事考課は、監査役が行うものとし、ます。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i. 当社においては、監査役は、取締役会のほか、必要に応じて会議体に参加し、重要な事項の報告を受ける体制をとります。
 - ii. 当社においては、監査役の会議体への出席以外に、取締役及び使用人は、会社経営や、コンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項及び内部統制に関する事項を含む事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告します。
 - iii. 当社においては、取締役及び使用人は、内部統制上の問題が発見された場合及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、ただちに監査役に報告します。
- ⑨ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 当社においては、代表取締役と監査役が、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開きます。
 - ii. 監査役は、監査職務を効率的、効果的に行うため、会計監査人及び監査室と緊密に連携し相互補完することとします。
 - iii. 当社においては、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (2) 会社の支配に関する基本方針
- 当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。
- (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向20%以上、1株当たりの配当金20円を下限として実施することを基本方針としております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	59,199	流動負債	13,233
現金及び預金	27,771	支払手形	1,339
受取手形	8,994	買掛金	9,121
電子記録債権	3,327	リース債	133
売掛金	13,716	未払金	458
商貯蔵品	4,895	未払費用	124
前払費用	13	未払法人税等	1,036
繰延税金資産	1	未払消費税等	402
繰入金	42	前受り	30
未収金	294	前受り	51
その他	115	前受り	0
貸倒引当金	36	賞与引当金	0
固定資産	19,009	固定負債	3,486
有形固定資産	12,044	退職給付引当金	391
構築物	2,736	繰延税金負債	1,002
車両運搬具	38	リース債	1,670
工具、器具及び備品	0	その他	421
土地	104	負債合計	16,720
リース資産	6,089	純資産の部	
建設仮勘定	1,465	株主資本	58,938
無形固定資産	175	資本金	5,368
ソフトウェア	71	資本剰余金	7,283
ソフトウェア仮勘定	65	資本準備金	6,283
その他	38	その他資本剰余金	1,000
投資その他の資産	6,789	利益剰余金	46,848
投資有価証券	5,948	利益準備金	587
関係会社株式	335	その他利益剰余金	46,261
出資金	15	固定資産圧縮積立金	377
関係会社出資金	128	別途積立金	38,000
長期貸付金	60	繰越利益剰余金	7,884
関係会社長期貸付金	15	自己株式	△ 561
その他	287	評価・換算差額等	2,550
貸倒引当金	△ 2	その他有価証券評価差額金	2,550
資産合計	78,209	純資産合計	61,489
		負債及び純資産合計	78,209

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		94,342
売 上 原 価		80,703
売 上 総 利 益		13,639
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,570
営 業 利 益		5,069
営 業 外 収 益		519
受 取 利 息 及 び 配 当 金	117	
仕 入 割 引	339	
雑 収 入	62	
営 業 外 費 用		347
支 払 利 息	70	
売 上 割 引	262	
雑 損 失	14	
経 常 利 益		5,241
特 別 利 益		296
固 定 資 産 売 却 益	293	
そ の 他	2	
特 別 損 失		216
減 損 損 失	216	
そ の 他	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		5,320
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,853
法 人 税 等 調 整 額		169
当 期 純 利 益		3,298

株主資本等変動計算書

（自 平成26年 4 月 1 日）
（至 平成27年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	177	36,000	7,504	44,269
会計方針の変更による累積的影響額								△ 10	△ 10
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	177	36,000	7,494	44,258
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立						200		△ 200	—
別途積立金の積立							2,000	△2,000	—
剰余金の配当								△ 708	△ 708
当期純利益								3,298	3,298
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	200	2,000	390	2,590
当期末残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	377	38,000	7,884	46,848

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 560	56,359	1,678	0	1,678	58,038
会計方針の変更による累積的影響額		△ 10				△ 10
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 560	56,348	1,678	0	1,678	58,027
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		—			—	—
別途積立金の積立		—			—	—
剰余金の配当		△ 708			—	△ 708
当期純利益		3,298			—	3,298
自己株式の取得	△ 0	△ 0			—	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			871	△ 0	871	871
当期変動額合計	△ 0	2,589	871	△ 0	871	3,461
当期末残高	△ 561	58,938	2,550	—	2,550	61,489

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び
関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、一部商品については個別法による原価法

貯 蔵 品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっており、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌事業年度より費用処理することとしております。

(4) 消費税等の処理方法

税抜き方式を採用しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支給見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が16百万円増加し、繰越利益剰余金が10百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産

投資有価証券

1,580百万円

② 担保に係る債務

仕入債務

1,119百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,098百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高

6,048百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（貸借対照表に別掲しているものを含む。）

① 短期金銭債権

271百万円

② 短期金銭債務

2百万円

③ 長期金銭債権

15百万円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
- | | |
|--------------|--------|
| ① 売上高 | 418百万円 |
| ② 仕入高 | 12百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 23百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 0百万円 |

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	金 額
愛知県小牧市	倉庫	建物及び土地	216

上記資産は、今後の具体的な使用が見込めず、建物及び土地の帳簿価額に対する時価が下落していることから減損損失を認識いたしました。

当社は管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしており、遊休資産等については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 15,943,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数 205,944株

(3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 平成26年6月20日開催の第63期定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・ 配当金の総額 708百万円
 - ・ 1株当たり配当額 45円
 - ・ 基準日 平成26年3月31日
 - ・ 効力発生日 平成26年6月23日
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
- 平成27年6月19日開催の第64期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・ 配当の原資 利益剰余金
 - ・ 配当金の総額 865百万円
 - ・ 1株当たり配当額 55円
 - ・ 基準日 平成27年3月31日
 - ・ 効力発生日 平成27年6月22日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	77百万円
未払事業所税	5百万円
未払社会保険料	27百万円
賞与引当金	177百万円
退職給付引当金	126百万円
投資有価証券評価損	122百万円
その他	118百万円
繰延税金資産小計	655百万円
評価性引当額	△131百万円
繰延税金資産合計	523百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	△1,052百万円
固定資産圧縮積立金	△179百万円
繰延税金負債合計	△1,231百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△708百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が57百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が42百万円、その他有価証券評価差額金が122百万円それぞれ増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、将来の事業活動に備えた資金は安全性の高い金融資産で運用しており、運転資金は全て自己資金により充当しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程などに沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、時価のあるものについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブは外貨建輸出入取引に係る為替の変動リスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注)2.をご参照ください)。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
① 現金及び預金	27,771	27,771	—
② 受取手形、売掛金及び電子記録債権 貸倒引当金(※2)	26,038 △9		
	26,028	26,028	
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	100	101	1
その他有価証券	5,703	5,703	—
④ 支払手形及び買掛金	(10,460)	(10,460)	—
⑤ リース債務	(1,803)	(1,903)	99

※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2 受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	47
投 資 事 業 組 合 出 資	98
子 会 社 株 式	330
関 連 会 社 株 式	5
合 計	480

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,907円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 209円59銭 |

8. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月20日

株式会社 日 伝
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一 毅 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日伝の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

株式会社 日 伝 監査役会
常勤監査役 河村 竹佳 ㊟
常勤監査役 石谷 勇児 ㊟
監査役 古田 清和 ㊟
監査役 川上 勝 ㊟

(注) 監査役 古田清和、川上 勝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、継続して配当を行い、株主への利益還元を努めることを基本方針としております。また内部留保につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えたいと考えております。配当政策につきましては、基本方針をより明確にするため、配当性向20%以上、1株当たりの配当金20円を下限として実施することを取締役会で決議しております。

第64期の期末配当につきましては、当社の基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した上で、株主の皆様のご支援、ご期待にお応えするため次のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当50円に創業80周年記念配当5円を加え55円といたします。

なお、この場合の配当総額は、865,538,080円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月22日といたします。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	にしきとしひこ 西木利彦 (昭和18年12月14日生)	昭和43年3月 当社入社 昭和48年2月 取締役 昭和51年3月 常務取締役 昭和57年3月 専務取締役 平成元年6月 代表取締役専務 平成3年6月 代表取締役副社長 平成7年6月 代表取締役社長 平成20年6月 代表取締役会長 平成22年6月 代表取締役会長兼社長 平成23年6月 代表取締役会長（現任）	417,400株
2	ふけとしかず 福家利一 (昭和38年9月7日生)	昭和61年3月 当社入社 平成19年4月 理事 営業推進部長 平成20年4月 執行役員営業推進部長 平成20年6月 取締役 営業本部長代理兼営業推進部長 平成21年4月 営業本部長 平成22年6月 常務取締役 平成23年4月 営業統括 平成23年6月 代表取締役社長（現任） 平成27年4月 営業本部長（現任）	34,700株
3	さかいよしゆき 酒井義之 (昭和29年3月16日生)	昭和52年3月 当社入社 平成13年4月 名古屋支店長 平成18年4月 近畿ブロック長 平成18年6月 取締役 平成21年4月 西部ブロック長 平成25年4月 常務取締役（現任） 東部ブロック担当 平成26年4月 東部ブロック長（現任）	5,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	さかき ばら きょう へい 榎 原 恭 平 (昭和27年7月30日生)	昭和51年3月 当社入社 平成16年4月 営業本部副本部長兼F A制 御部長 平成17年4月 営業本部長兼I T推進部長 平成17年6月 取締役 平成18年4月 東部ブロック長 平成21年4月 西部MEシステム部長 平成22年4月 MEシステム統括部長 平成23年4月 MEシステム統括部長兼西 部MEシステム部長 平成24年4月 MEシステム統括部長(現 任) 平成26年4月 常務取締役(現任)	7,000株
5	おか もと けん いち 岡 本 賢 一 (昭和33年3月31日生)	昭和51年3月 当社入社 平成19年4月 理事 東京支店長 平成20年4月 執行役員東京支店長 平成21年4月 執行役員東部ブロック長 平成22年6月 取締役 平成23年4月 中部ブロック長(現任) 平成27年4月 常務取締役(現任)	4,600株
6	さん がわ あつ し 寒 川 睦 志 (昭和38年1月28日生)	昭和60年3月 当社入社 平成18年4月 名古屋支店長 平成21年4月 執行役員中部ブロック長 平成22年6月 取締役(現任) 平成23年4月 営業本部長兼営業推進部長 平成27年4月 西部ブロック長(現任)	19,200株
7	ひ がき やす お 檜 垣 泰 雄 (昭和32年1月24日生)	昭和55年4月 富士電機製造株式会社(現 富士電機株式会社)入社 昭和61年2月 当社入社 平成14年4月 経営企画部長 平成20年4月 執行役員経営企画部長 平成23年4月 執行役員人事部長兼経営企 画担当 平成25年4月 執行役員 管理本部長兼総務部長(現 任) 平成25年6月 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日伝国際貿易(上海)有限公司董事 岡崎機械株式会社取締役	13,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
8	こ やま あき まつ 小 山 章 松 (昭和20年11月5日生)	昭和49年4月 弁護士登録 昭和53年4月 小山章松法律事務所（現小 山・森永・芋田法律事務 所）開業 平成18年6月 当社監査役 平成26年6月 当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 小山・森永・芋田法律事務所所長 関西学院大学大学院司法研究科法務専攻 客員教授	3,700株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者小山章松氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 小山章松氏は、弁護士として企業法務に精通し、法科大学院教授を努めるなど豊富な経験と知見を有しており、独立した立場から当社経営監督に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして判断いたしました。
4. 小山章松氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石谷勇児、監査役古田清和の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

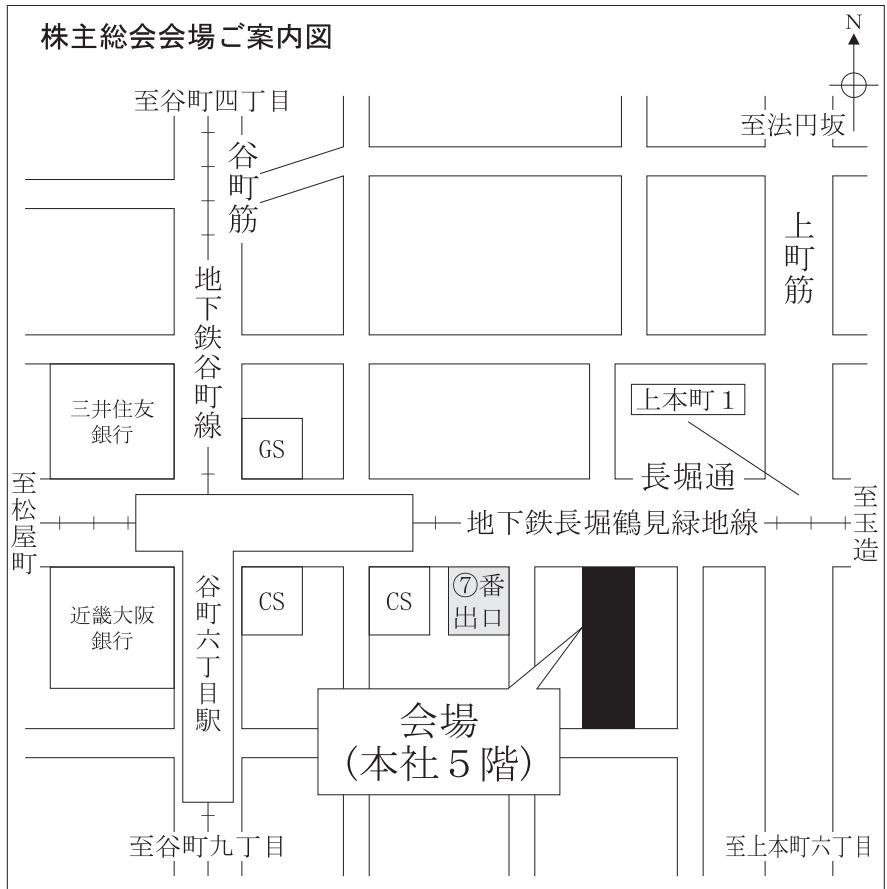
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いし たに ゆう じ 石 谷 勇 児 (昭和26年3月17日生)	昭和48年3月 当社入社 平成13年4月 大阪支店長 平成15年7月 業革プロジェクト室部長 平成18年4月 管理本部長兼総務部長 平成18年6月 取締役 平成21年4月 能力開発部長 平成23年4月 能力開発管掌 平成23年6月 常勤監査役(現任)	9,100株
2	ふる た きよ かず 古 田 清 和 (昭和30年6月24日生)	昭和59年10月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成12年5月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)社員 平成18年3月 同監査法人脱退 平成19年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 甲南大学大学院社会科学研究科会計専門職専攻専任教授	3,300株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古田清和氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は古田清和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 古田清和氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、会計大学院教授を務めるなど豊富な経験と知見を基に発言を行っており、経営の監督機能の客観性、中立性も十分確保されているため、業務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 古田清和氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年であります。

以 上



交 通 ○地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線 谷町六丁目駅⑦番出口より東へ徒歩約1分
 〈お願い〉 駐車場の準備はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。